

総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書

発がん物質・アスベスト（石綿）は、その粉じんを吸入してから数十年の潜伏期間を経て中皮腫・肺がんなどの恐ろしい病気を引き起こすことから、「静かな時限爆弾」とも呼ばれている。

尼崎市の一工場をめぐる被害実態が明らかにされたことから始まった今日のアスベスト問題は、アスベストを扱っていた労働者や建設従事者の被害にとどまらず、工場の周辺住民やアスベストを含有した建材その他の製品からのばく露など、公害・環境汚染の拡大を予測させる事態となっている。

政府がアスベストの危険性を認識しつつも規制が不十分であったこと、先進国での全面禁止からも大きくた遅れたこと、企業による十分なアスベスト管理や国民への情報提供がなされなかったことで被害を拡大していることなど、国と企業の責任はきわめて大きいといわざるを得ない。

今日、多くの人々がアスベストによる健康被害の不安をいただいている。よって国会および政府においては、下記事項について検討を加え、すべての被害者を政府と企業の責任で救済・補償するとともに、子どもたちを含めた将来の健康被害を予防し、「ノンアスベスト社会」を実現していくための抜本的・総合的な対策を早期に実施するよう、強く要望する。

記

- 1 アスベスト及びアスベスト含有製品の製造・販売・新たな使用等を速やかに全面禁止すること。
- 2 アスベスト及びアスベスト含有製品の把握・管理・除去・廃棄などを含めた総合的対策を一元的に推進するための基本となる法律（仮称・アスベスト対策基本法）を制定すること。
- 3 アスベストにばく露した者に対する健康管理制度を確立すること。
- 4 アスベスト被害に関わる労災補償については、時効を適用しないこと。アスベスト関係企業の従事者の不安を払拭するため、労働災害について相談窓口の周知徹底を図るとともに、適切に労災認定を行うこと。
- 5 労災補償が適用されないアスベスト被害について、労災補償に準じた療養・所得・遺族補償などの制度を早期に確立すること。

- 6 中皮腫は原則すべて補償の対象とするとともに、中皮腫の数倍と言われるアスベスト肺がんなど中皮腫以外のアスベスト関連疾患も確実に補償を受けられるようにすること。
- 7 学校、病院、社会福祉施設など公共施設および公共的施設において、残存アスベストの撤去・改修工事が必要となる場合には、こうした施設のアスベスト対策工事に国庫補助・融資制度などの財政的支援措置を講ずること。
- 8 大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる建築物の解体・補修作業の規模要件等を撤廃すること。
- 9 アスベストを取り扱う工場を有する企業に対して、地域住民の健康不安に対する説明責任を果たすよう、業界団体などを通じて指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日

宮城県名取市議会議長 渡辺 至男

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣官房長官 殿
総務大臣 殿
環境大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿
国土交通大臣 殿
経済産業大臣 殿
文部科学大臣 殿